（案）

関連資料１

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　年　月　日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

神奈川県規則第　号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項に次の２号を加える。

（５）　道路交通法第75条の２第３項において準用する同法第75条第５項の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

（６）　道路交通法第75条の２第３項において準用する同法第75条第９項の規定による文書の交付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該文書の交付をすることができなかった場合に限る。）

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。